

パブリックコメント等を踏まえた変更内容

No.	該当ページ	修正内容	修正前	修正後
1	2	<ul style="list-style-type: none"> ● 上位関連計画のうち、今年度末に改訂予定の計画は、改訂版を記載しております。(詳細は No.6を参照) ● 改訂版に変更した計画のうち、名前が変更となった、坂井市観光ビジョン戦略基本計画と第二次坂井市環境基本計画は、図中の名称を修正しております。 	坂井市観光ビジョン戦略基本計画	第二次坂井市観光ビジョン戦略基本計画
			第二次坂井市環境基本計画	第二次坂井市環境基本計画改訂版
2	16 20 23	<ul style="list-style-type: none"> ● 議会会派から、「地域資源(市内のドライバーや車両)を総動員して、持続可能な公共交通の実現を目指すべき」という指摘がありました。 ● 本計画の「輸送資源」には、民間の車両の活用も含めておりますが、車両やドライバーの活用には一定の制約があると認識しており、「限られた」としていましたが、指摘を踏まえ、基本方針1を「限られた輸送資源を有機的につなぎ」から「地域の輸送資源を有機的につなぎ」と修正しております。 	限られた輸送資源を有機的につなぎ～	地域の輸送資源を有機的につなぎ～
3	15,23 24,26 95	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本方針1の修正に対応し、「市内の輸送資源」を「地域の輸送資源」等と修正しております。 	(P15) 市内の輸送資源を～	地域の輸送資源を～
			(P23,24) 限られた輸送資源を～	地域の輸送資源を～
			(P26) 公共交通の運行効率性向上により～	公共交通の運行効率性向上や市内の多様な輸送資源の活用により～

No.	該当ページ	修正内容	修正前	修正後
			(P95) 限られた輸送資源の中でどのように～	地域の輸送資源をいかに効率的に活用し～
4	23	<ul style="list-style-type: none"> ● 議会会派から、「高校生の通学手段について、市内高校に限らず、市外高校に通う生徒の通学手段の確保についても考慮すべき」という指摘がありました。 ● 指摘を踏まえ、「市内高校に通学しやすくなるよう」から「高校に通学しやすくなるよう」と修正しております。 	公共交通を利用し、市内高校に通学しやすくなるよう～	公共交通を利用し、高校に通学しやすくなるよう～
5	29	<ul style="list-style-type: none"> ● 議会会派から、「自家用車が無いと多くの施設に行けないのが現状であり、記載の取組だけでは、公共交通への転換は難しい」という指摘がありました。 ● 指摘を踏まえ、実効性を高める取組として、「パーク・アンド・ライドの推進」を追加しました。 	本市においてもカー・セーブ活動の意義…の周知等により、多くの人が公共交通を利用するよう努めます。	本市においてもパーク・アンド・ライドの推進やカー・セーブ活動の意義…の周知等により、多くの人が公共交通を利用するよう努めます。
6	57,58 62	<ul style="list-style-type: none"> ● 上位関連計画の一部が、今年度末で改訂されるため、該当の計画について、次期計画の内容に修正しました。 	(修正した計画は以下の通りです) <ul style="list-style-type: none"> ・第二次坂井市観光ビジョン戦略基本計画 ・坂井市地域防災計画（タイトルに変更はありません） ・第二次坂井市環境基本計画改訂版 	
7	96,97	<ul style="list-style-type: none"> ● 参考資料(坂井市地域公共交通計画策定の経過、坂井市地域公共交通会議委員名簿)を、付属資料の最後に移動しました。 ● 修正に伴い、タイトルを「参考資料」から「IV 計画の策定体制」に変更しました。 	参考資料	IV 計画の策定体制

● No.1 上位関連計画の位置づけ(P2)

【変更前】

序章 はじめに

2. 計画の位置づけ

本計画は、上位計画に位置付けられる「第二次坂井市総合計画後期基本計画」をはじめ、「坂井市都市計画マスタープラン」や「坂井市観光ビジョン戦略基本計画」等の関連計画、国の「第2次交通政策基本計画」、広域自治体と交通事業者における「えちぜん鉄道交通圏地域公共交通計画」や「福井県並行在来線地域公共交通計画」、県及び嶺北11市町における「嶺北地域公共交通計画」との整合を図り、策定します。

【本計画の位置づけ】

●本市の上位計画
第二次坂井市総合計画後期基本計画
第三次坂井市まち・ひと・しごと創成総合戦略

●本市の関連計画
・ 坂井市都市計画マスタープラン
・ 坂井市観光ビジョン戦略基本計画
・ 坂井市地域防災計画
・ 第3次坂井市福祉保健総合計画
・ 坂井市立地適正化計画
・ 第二次坂井市環境基本計画

●国等における関連計画
・ 第2次交通政策基本計画
・ えちぜん鉄道交通圏地域公共交通計画
・ 福井県並行在来線地域公共交通計画
・ 嶺北地域公共交通計画

第二次
坂井市
地域公共
交通計画

(付属資料 P52～P67 参照)

2

【変更後】

序章 はじめに

2. 計画の位置づけ

本計画は、上位計画に位置付けられる「第二次坂井市総合計画後期基本計画」をはじめ、「坂井市都市計画マスタープラン」や「第二次坂井市観光ビジョン戦略基本計画」等の関連計画、国の「第2次交通政策基本計画」、広域自治体と交通事業者における「えちぜん鉄道交通圏地域公共交通計画」や「福井県並行在来線地域公共交通計画」、県及び嶺北11市町における「嶺北地域公共交通計画」との整合を図り、策定します。

【本計画の位置づけ】

●本市の上位計画
第二次坂井市総合計画後期基本計画
第三次坂井市まち・ひと・しごと創成総合戦略

●本市の関連計画
・ 坂井市都市計画マスタープラン
・ 第二次坂井市観光ビジョン戦略基本計画
・ 坂井市地域防災計画
・ 第3次坂井市福祉保健総合計画
・ 坂井市立地適正化計画
・ 第二次坂井市環境基本計画 **改訂版**

●国等における関連計画
・ 第2次交通政策基本計画
・ えちぜん鉄道交通圏地域公共交通計画
・ 福井県並行在来線地域公共交通計画
・ 嶺北地域公共交通計画

第二次
坂井市
地域公共
交通計画

(付属資料 P52～P67参照)

2

● No.2 基本方針1の修正(P16)

【変更前】

第4章 地域公共交通計画

4. 地域公共交通計画の目標

1) 地域公共交通の基本方針

基本方針1
限られた輸送資源を有機的につなぎ、市民の移動を支える公共交通ネットワークの構築

本市では、主にハピラインふくいやえちぜん鉄道、路線バスが広域移動を支えており、コミュニティバスやイータクがこれらと連携することで、地域内の移動を支えています。その結果、市内の鉄道・バス圏域カバー率は高くなっている一方、路線バスの減便により、高校生が公共交通を利用して通学できなくなった等の課題が生じています。

こうした状況を踏まえ、公共交通を必要とする市民が快適に公共交通を利用できるよう、利用者ニーズの分析やサービス提供状況の検証を行います。その結果を基に、通学や通院等の市民の移動を支える公共交通ネットワークの構築や利用しやすい時間帯の運行等、利便性向上を図ります。

併せて、運転手や整備士等の担い手の確保や、鉄道施設の維持・修繕への支援等、公共交通の持続的な運営に必要な取組を実施し、誰もが安心して利用できる、持続可能な公共交通の実現を目指します。

基本方針2
公共交通を支える意識醸成、利用しやすい公共交通環境の充実

本市においてはこれまで、坂井市公共交通ハンドブックの作成・配布や、運転免許自主返納支援事業等、様々な利用促進策を講じ、公共交通の利用環境の改善を図ってきましたが、依然として市民の公共交通への関心は低く、多くの市民が自家用車で移動しています。

今後、“みんなで公共交通を使って支える”という意識を市民の間に醸成させるため、各種発信媒体を活用した積極的な情報提供や、乗車体験の実施等による公共交通を利用する機会の創出を通して、公共交通の関心を高め、利用しやすい環境の充実を目指します。

基本方針3
多様なまちづくり分野と連携した公共交通の利用促進

公共交通は通学や通院のような移動手段の確保だけでなく、家族送迎の役務負担軽減やまちの賑わいづくり、観光産業の活性化、市民の健康増進、環境への負荷軽減等、まちづくり分野における様々な活動を支える機能を有しています。また、まちと人がつながることで地域への愛着心が育まれ、移住や定住の促進も期待されます。これらの機能をさらに高めるためには、民間事業者や地域・サポート団体等と連携した取組の強化が求められます。

駅周辺のまちづくりや観光・環境・福祉等の多様な分野と公共交通の連携等を通して、市民及び来訪者が多様な目的に合わせて利用しやすく、快適に移動できる公共交通の実現を目指します。

16

【変更後】

第4章 地域公共交通計画

4. 地域公共交通計画の目標

1) 地域公共交通の基本方針

基本方針1
地域の輸送資源を有機的につなぎ、市民の移動を支える公共交通ネットワークの構築

本市では、主にハピラインふくいやえちぜん鉄道、路線バスが広域移動を支えており、コミュニティバスやイータクがこれらと連携することで、地域内の移動を支えています。その結果、市内の鉄道・バス圏域カバー率は高くなっている一方、路線バスの減便により、高校生が公共交通を利用して通学できなくなった等の課題が生じています。

こうした状況を踏まえ、公共交通を必要とする市民が快適に公共交通を利用できるよう、利用者ニーズの分析やサービス提供状況の検証を行います。その結果を基に、通学や通院等の市民の移動を支える公共交通ネットワークの構築や利用しやすい時間帯の運行等、利便性向上を図ります。

併せて、運転手や整備士等の担い手の確保や、鉄道施設の維持・修繕への支援等、公共交通の持続的な運営に必要な取組を実施し、誰もが安心して利用できる、持続可能な公共交通の実現を目指します。

基本方針2
公共交通を支える意識醸成、利用しやすい公共交通環境の充実

本市においてはこれまで、坂井市公共交通ハンドブックの作成・配布や、運転免許自主返納支援事業等、様々な利用促進策を講じ、公共交通の利用環境の改善を図ってきましたが、依然として市民の公共交通への関心は低く、多くの市民が自家用車で移動しています。

今後、“みんなで公共交通を使って支える”という意識を市民の間に醸成させるため、各種発信媒体を活用した積極的な情報提供や、乗車体験の実施等による公共交通を利用する機会の創出を通して、公共交通の関心を高め、利用しやすい環境の充実を目指します。

基本方針3
多様なまちづくり分野と連携した公共交通の利用促進

公共交通は通学や通院のような移動手段の確保だけでなく、家族送迎の役務負担軽減やまちの賑わいづくり、観光産業の活性化、市民の健康増進、環境への負荷軽減等、まちづくり分野における様々な活動を支える機能を有しています。また、まちと人がつながることで地域への愛着心が育まれ、移住や定住の促進も期待されます。これらの機能をさらに高めるためには、民間事業者や地域・サポート団体等と連携した取組の強化が求められます。

駅周辺のまちづくりや観光・環境・福祉等の多様な分野と公共交通の連携等を通して、市民及び来訪者が多様な目的に合わせて利用しやすく、快適に移動できる公共交通の実現を目指します。

16

● No.2 基本方針1の修正(P20)

【変更前】

5. 地域公共交通計画の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事			
1) 目標を達成するために行う施策			
基本方針	施策	具体的取組	交
基本方針1 限られた輸送資源を有機的につなぎ、市民の移動を支える公共交通ネットワークの構築	① 朝夕の通学利用等、市民ニーズを意識した既存公共交通の運行確保、見直し	通学利用等を意識した公共交通機関の円滑な運行の継続、ダイヤ・路線の見直し	●
		新買入物や通院等の移動を支える公共交通の確保	●
		運行事業者への支援の継続	●
		新異常気象時に備えた体制の構築	●
	② ニーズ等に応じた輸送資源の最適化	新定期的な利用者ニーズの把握、サービス提供状況の検証	●
		新ニーズや検証結果に応じた輸送資源の再配分、最適化の検討、実施	●
		新新たな技術を活用した輸送手段の検討	●
	③ 関係機関が連携した担い手確保策の推進	新運転手や整備士等の採用活動への支援	●
		新職場環境の整備や第二種免許取得等への支援	● バス
		新デジタル技術を活用した業務効率化等による経営の安定化促進	●

【変更後】

5. 地域公共交通計画の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事			
1) 目標を達成するために行う施策			
基本方針	施策	具体的取組	交
基本方針1 地域の輸送資源を有機的につなぎ、市民の移動を支える公共交通ネットワークの構築	① 朝夕の通学利用等、市民ニーズを意識した既存公共交通の運行確保、見直し	通学利用等を意識した公共交通機関の円滑な運行の継続、ダイヤ・路線の見直し	●
		新買入物や通院等の移動を支える公共交通の確保	●
		運行事業者への支援の継続	●
		新異常気象時に備えた体制の構築	●
	② ニーズ等に応じた輸送資源の最適化	新定期的な利用者ニーズの把握、サービス提供状況の検証	●
		新ニーズや検証結果に応じた輸送資源の再配分、最適化の検討、実施	●
		新新たな技術を活用した輸送手段の検討	●
	③ 関係機関が連携した担い手確保策の推進	新運転手や整備士等の採用活動への支援	●
		新職場環境の整備や第二種免許取得等への支援	● バス
		新デジタル技術を活用した業務効率化等による経営の安定化促進	●

- No.2 基本方針1の修正、No.3 基本方針1の修正に伴う変更、No.4 市内高校→高校の修正(P23)

【変更前】

第4章 地域公共交通計画

基本方針1 限られた輸送資源を有機的につなぎ、市民の移動を支える公共交通ネットワークの構築

① 朝夕の通学利用等、市民ニーズを意識した既存公共交通の運行確保、見直し

現状と課題

- 本市は、市内各地や隣接市(福井市・あわら市)に移動するための交通結節点として、ハピラインふくい(春江駅・丸岡駅)や、えちぜん鉄道三国芦原線(三国駅ほか8駅)、丸岡バスターミナルを有しています。
- 鉄道や路線バス、イータクにより、圏域カバー率は高い一方で、運転手不足等に伴う路線バスの減便で、公共交通の利便性は低下しており、限られた輸送資源を効率的に活用する必要があります。

方向性

- 市民や利用者のニーズに基づき、公共交通のダイヤ・路線の見直しを行い、利便性向上を図ります。

具体的取組・実施主体及びスケジュール

○通学利用等を意識した公共交通機関の円滑な運行の継続、ダイヤ・路線の見直し

- 公共交通を利用し、市内高校に通学しやすくなるようダイヤを見直し、朝夕の増便や、高校を経由する路線の追加検討を行います。

実施主体	交通事業者、地域、市				
スケジュール	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	通学利用等での乗継に配慮したダイヤ・路線見直しの継続実施				
	→				

新買いや通院等の移動を支える公共交通の確保

- 買いや通院で公共交通が利用できるよう、ニーズの高い商業施設や病院を経由する既存ダイヤ・路線の維持等を行います。

実施主体	交通事業者、市				
スケジュール	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	経由地に商業施設や病院等を含むダイヤ・路線見直しの継続実施				
	→				

23

【変更後】

第4章 地域公共交通計画

基本方針1 地域の輸送資源を有機的につなぎ、市民の移動を支える公共交通ネットワークの構築

① 朝夕の通学利用等、市民ニーズを意識した既存公共交通の運行確保、見直し

現状と課題

- 本市は、市内各地や隣接市(福井市・あわら市)に移動するための交通結節点として、ハピラインふくい(春江駅・丸岡駅)や、えちぜん鉄道三国芦原線(三国駅ほか8駅)、丸岡バスターミナルを有しています。
- 鉄道や路線バス、イータクにより、圏域カバー率は高い一方で、運転手不足等に伴う路線バスの減便で、公共交通の利便性は低下しており、地域の輸送資源を効率的に活用する必要があります。

方向性

- 市民や利用者のニーズに基づき、公共交通のダイヤ・路線の見直しを行い、利便性向上を図ります。

具体的取組・実施主体及びスケジュール

○通学利用等を意識した公共交通機関の円滑な運行の継続、ダイヤ・路線の見直し

- 公共交通を利用し、**高校**に通学しやすくなるようダイヤを見直し、朝夕の増便や、高校を経由する路線の追加検討を行います。

実施主体	交通事業者、地域、市				
スケジュール	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	通学利用等での乗継に配慮したダイヤ・路線見直しの継続実施				
	→				

新買いや通院等の移動を支える公共交通の確保

- 買いや通院で公共交通が利用できるよう、ニーズの高い商業施設や病院を経由する既存ダイヤ・路線の維持等を行います。

実施主体	交通事業者、市				
スケジュール	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	経由地に商業施設や病院等を含むダイヤ・路線見直しの継続実施				
	→				

23

● No.3 基本方針1の修正に伴う変更(P15)

【変更前】

第4章 地域公共交通計画

第4章 地域公共交通計画

1. 持続可能な地域公共交通網の形成に関する基本的な方針

みんなで使い、まち・暮らしの質を高める持続可能な公共交通の実現
～みんなの意識を高め、使って支える公共交通～

地域公共交通は、通勤・通学、通院、買物など日常生活における移動手段としての役割にとどまらず、地域経済の活性化、健康増進、教育、環境保全等、まちづくりの多様な分野を支える重要な社会基盤です。

人口減少や少子高齢化が進行する中で、将来を担う子どもたちや子育て世代の定住を促進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整えるために、本市では令和3年3月に第一次坂井市地域公共交通計画を策定し、公共交通の再編や利便性向上に取り組んできました。

しかしながら、依然として自家用車による移動が主流であり、公共交通への関心や利用は低い状況にあります。また、人口減少等の進行に伴い、利用者数のさらなる減少や、運行を支える人材の不足等、公共交通の維持に関する課題が一層顕在化することが予想されます。

これらの課題に対応するためには、行政だけでなく、市民や交通事業者等多様な主体が連携し、それぞれの役割を果たしながら、公共交通の改善と活用を進めていくことが不可欠です。併せて、市民が公共交通の価値を共有し、日常的に利用することで、地域全体で支える仕組みを築いていくことが求められます。

今後、市内の輸送資源を効率的に活用しながら、誰もが安心して快適に移動できる環境の維持・改善に取り組むとともに、市民の意識醸成と公共交通の利用促進を図り、まち・暮らしの質を高める持続可能な公共交通環境の実現を目指します。

2. 地域公共交通計画の区域

計画区域は、坂井市全域とします。

3. 地域公共交通計画の期間

計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間としますが、社会情勢の変化や法制度の変更に応じて、適宜、見直すこととします。

15

【変更後】

第4章 地域公共交通計画

第4章 地域公共交通計画

1. 持続可能な地域公共交通網の形成に関する基本的な方針

みんなで使い、まち・暮らしの質を高める持続可能な公共交通の実現
～みんなの意識を高め、使って支える公共交通～

地域公共交通は、通勤・通学、通院、買物など日常生活における移動手段としての役割にとどまらず、地域経済の活性化、健康増進、教育、環境保全等、まちづくりの多様な分野を支える重要な社会基盤です。

人口減少や少子高齢化が進行する中で、将来を担う子どもたちや子育て世代の定住を促進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整えるために、本市では令和3年3月に第一次坂井市地域公共交通計画を策定し、公共交通の再編や利便性向上に取り組んできました。

しかしながら、依然として自家用車による移動が主流であり、公共交通への関心や利用は低い状況にあります。また、人口減少等の進行に伴い、利用者数のさらなる減少や、運行を支える人材の不足等、公共交通の維持に関する課題が一層顕在化することが予想されます。

これらの課題に対応するためには、行政だけでなく、市民や交通事業者等多様な主体が連携し、それぞれの役割を果たしながら、公共交通の改善と活用を進めていくことが不可欠です。併せて、市民が公共交通の価値を共有し、日常的に利用することで、地域全体で支える仕組みを築いていくことが求められます。

今後、地域の輸送資源を効率的に活用しながら、誰もが安心して快適に移動できる環境の維持・改善に取り組むとともに、市民の意識醸成と公共交通の利用促進を図り、まち・暮らしの質を高める持続可能な公共交通環境の実現を目指します。

2. 地域公共交通計画の区域

計画区域は、坂井市全域とします。

3. 地域公共交通計画の期間

計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間としますが、社会情勢の変化や法制度の変更に応じて、適宜、見直すこととします。

15

● No.3 基本方針1の修正に伴う変更(P24)

【変更前】

第4章 地域公共交通計画

○運行事業者への支援の継続

- 市民や来訪者の移動を支えるため、労働力不足や物価高騰の状況においても各種公共交通の運行水準を維持できるよう、公共交通事業者への支援を行います。

実施主体	交通事業者、国、県、周辺市町、市				
スケジュール	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	運行を維持する支援の継続実施				

新異常気象時に備えた体制の構築

- 近年頻発する豪雨や大雪等の災害級の異常気象を踏まえ、安全を確保するため、適切な計画運休を実施するとともに、市民に対し、正確かつ迅速な運行情報を発信します。加えて、優先除雪の実施や道路情報の共有等、行政と交通事業者が緊密に連携し、対応体制を構築することで早期の運行再開に努めます。

実施主体	交通事業者、国、県、周辺市町、市				
スケジュール	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	関係機関と連携した、異常気象に備えた体制の構築				

期待される効果

- 市民や利用者のニーズに合った運行体制を検討し、限られた輸送資源を効率的に活用することで、公共交通の利便性向上が図られ、利用者数の増加が期待できます。

24

【変更後】

第4章 地域公共交通計画

○運行事業者への支援の継続

- 市民や来訪者の移動を支えるため、労働力不足や物価高騰の状況においても各種公共交通の運行水準を維持できるよう、公共交通事業者への支援を行います。

実施主体	交通事業者、国、県、周辺市町、市				
スケジュール	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	運行を維持する支援の継続実施				

新異常気象時に備えた体制の構築

- 近年頻発する豪雨や大雪等の災害級の異常気象を踏まえ、安全を確保するため、適切な計画運休を実施するとともに、市民に対し、正確かつ迅速な運行情報を発信します。加えて、優先除雪の実施や道路情報の共有等、行政と交通事業者が緊密に連携し、対応体制を構築することで早期の運行再開に努めます。

実施主体	交通事業者、国、県、周辺市町、市				
スケジュール	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	関係機関と連携した、異常気象に備えた体制の構築				

期待される効果

- 市民や利用者のニーズに合った運行体制を検討し、**地域**の輸送資源を効率的に活用することで、公共交通の利便性向上が図られ、利用者数の増加が期待できます。

24

● No.3 基本方針1の修正に伴う変更(P26)

【変更前】

第4章 地域公共交通計画


新新たな技術を活用した輸送手段の検討

- 運転手不足の軽減と、公共交通の運行効率性向上のため、バスやタクシー等の自動運転導入の可能性について検討し、積極的な活用を図ります。
- 運転手不足等の課題への対策として、令和7年10月～11月に自動運転社会推進実証事業「イータクプラス」を実施しました。この実証実験の結果を今後分析し、導入の可能性を検討します。

実施主体	交通事業者、市				
スケジュール	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	自動運転技術導入に係る調査・研究の実施				
	実証運行		実証の結果を見ながら継続運行		

【自動運転社会推進実証事業「イータクプラス」】

運行期間	令和7年10月15日(水)～11月29日(土)
運行時間	午前8時～午後4時(到着時刻)
区間	春江支所から春江病院(約2.5km)
料金	無料
運転車両	自動運転レベル2(運転手乗車)
予約方法	利用者による事前予約



期待される効果

- 市民や利用者の行動特性やニーズを踏まえたダイヤ・路線の見直しの他、自動運転技術の導入により、公共交通の運行効率性を高めることで、公共交通の利便性の回復や向上が図られ、利用者数の増加が期待できます。
- また、公共交通の運行効率性向上により、持続可能な公共交通の実現が期待できます。

26

【変更後】

第4章 地域公共交通計画


新新たな技術を活用した輸送手段の検討

- 運転手不足の軽減と、公共交通の運行効率性向上のため、バスやタクシー等の自動運転導入の可能性について検討し、積極的な活用を図ります。
- 運転手不足等の課題への対策として、令和7年10月～11月に自動運転社会推進実証事業「イータクプラス」を実施しました。この実証実験の結果を今後分析し、導入の可能性を検討します。

実施主体	交通事業者、市				
スケジュール	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	自動運転技術導入に係る調査・研究の実施				
	実証運行		実証の結果を見ながら継続運行		

【自動運転社会推進実証事業「イータクプラス」】

運行期間	令和7年10月15日(水)～11月29日(土)
運行時間	午前8時～午後4時(到着時刻)
区間	春江支所から春江病院(約2.5km)
料金	無料
運転車両	自動運転レベル2(運転手乗車)
予約方法	利用者による事前予約



期待される効果

- 市民や利用者の行動特性やニーズを踏まえたダイヤ・路線の見直しの他、自動運転技術の導入により、公共交通の運行効率性を高めることで、公共交通の利便性の回復や向上が図られ、利用者数の増加が期待できます。
- また、公共交通の運行効率性向上や市内の多様な輸送資源の活用により、持続可能な公共交通の実現が期待できます。

26

● No.3 基本方針1の修正に伴う変更(P95)

【変更前】

付属資料 Ⅲ 市民ニーズの把握

3. アンケート結果のまとめ

○移動の際の交通手段について

- 運転免許証保有率が9割と高く、移動は自動車が大部分を占めています。公共交通機関の利用は少ないですが、免許証自主返納後の移動を不安に思う意見も複数寄せられています。

○移動の目的について

- 朝夕は通勤・通学(公共交通の利用が多い)の移動が多い一方で、日中は買物(公共交通機関の利用が少ない)の移動が多くなっています。

○鉄道の利用状況・満足度・改善要望について

- 鉄道は他の公共交通機関と比べ、利用頻度、満足度ともに高くなっています。
- 運行本数の増加や駅に隣接する駐車場の整備が特に求められており、それらが改善された場合、ハビラインふくいで約6割、えちぜん鉄道で約4割の市民が利用が増えると回答しています。

○路線バスの利用状況・満足度・改善要望について

- 路線バスは9割以上の人が利用しておらず、満足度も比較的低くなっています。
- 時刻表や路線図の改善、スマートフォン等での情報へのアクセスのしやすさの改善が望まれており、それらが改善された場合、約5割の市民が利用が増えると回答しています。

○コミュニティバス等の改竄について

- ほとんどの市民は利用経験が無く、満足度が特に低くなっています。また、バスの改善により利用が増えるという回答が、令和元年から大きく減少しています。

○イータクの利用状況・利用意向について

- イータクは認知度が低く、利用経験のある市民も少ないです。
- イータクの不満点として、予約や利用登録が面倒という意見が多くなっていますが、その一方で、自由回答では、免許証返納後にイータクを利用したいという意見が多く寄せられています。

○路線バスの減便について

- 路線バス利用者のうち、約4割は自身もしくは家族に減便の影響が生じています。利用目的別では通勤・通学、病院への影響が大きくなっていますが、バスの改善要望では、通勤・通学の時間帯の運行本数増加や、病院に向かうバス路線の設置が多く望まれています。

▼

- 市民の移動実態は、大部分を自動車に依存しており、公共交通機関の利用は少ない状況にあります。また、自動車依存の傾向は強まっており、コロナ禍での利用数の減少のほか、コミュニティバス改編、路線バス減便等の影響が考えられます。
- 一方で、鉄道は2～3割、路線バスは約1割の市民が利用しており、市民の移動を支えています。鉄道・バスの利用環境が改善された場合の利用転換意向が約5割なことや、免許証返納後に公共交通機関の利用を望む声が多いことから、一定の潜在的なニーズを有していると考えられます。
- 特に運行本数の増加、分かりやすい情報提供が望まれており、これらの改善が求められる一方で、昨今の運転手不足等を踏まえると、限られた輸送資源の中でどのように市民の移動環境を整えていくかが課題となります。
- また、令和5年10月より運行を開始したイータクは、現状、認知度・利用経験ともに少ないですが、利用者は増加傾向にあります。不満点として予約の難しさ等が挙げられており、システム・運用面から利用環境を向上させることが重要と考えられます。

95

【変更後】

付属資料 Ⅲ 市民ニーズの把握

3. アンケート結果のまとめ

○移動の際の交通手段について

- 運転免許証保有率が9割と高く、移動は自動車が大部分を占めています。公共交通機関の利用は少ないですが、免許証自主返納後の移動を不安に思う意見も複数寄せられています。

○移動の目的について

- 朝夕は通勤・通学(公共交通の利用が多い)の移動が多い一方で、日中は買物(公共交通機関の利用が少ない)の移動が多くなっています。

○鉄道の利用状況・満足度・改善要望について

- 鉄道は他の公共交通機関と比べ、利用頻度、満足度ともに高くなっています。
- 運行本数の増加や駅に隣接する駐車場の整備が特に求められており、それらが改善された場合、ハビラインふくいで約6割、えちぜん鉄道で約4割の市民が利用が増えると回答しています。

○路線バスの利用状況・満足度・改善要望について

- 路線バスは9割以上の人が利用しておらず、満足度も比較的低くなっています。
- 時刻表や路線図の改善、スマートフォン等での情報へのアクセスのしやすさの改善が望まれており、それらが改善された場合、約5割の市民が利用が増えると回答しています。

○コミュニティバス等の改竄について

- ほとんどの市民は利用経験が無く、満足度が特に低くなっています。また、バスの改善により利用が増えるという回答が、令和元年から大きく減少しています。

○イータクの利用状況・利用意向について

- イータクは認知度が低く、利用経験のある市民も少ないです。
- イータクの不満点として、予約や利用登録が面倒という意見が多くなっていますが、その一方で、自由回答では、免許証返納後にイータクを利用したいという意見が多く寄せられています。

○路線バスの減便について

- 路線バス利用者のうち、約4割は自身もしくは家族に減便の影響が生じています。利用目的別では通勤・通学、病院への影響が大きくなっていますが、バスの改善要望では、通勤・通学の時間帯の運行本数増加や、病院に向かうバス路線の設置が多く望まれています。

▼

- 市民の移動実態は、大部分を自動車に依存しており、公共交通機関の利用は少ない状況にあります。また、自動車依存の傾向は強まっており、コロナ禍での利用数の減少のほか、コミュニティバス改編、路線バス減便等の影響が考えられます。
- 一方で、鉄道は2～3割、路線バスは約1割の市民が利用しており、市民の移動を支えています。鉄道・バスの利用環境が改善された場合の利用転換意向が約5割なことや、免許証返納後に公共交通機関の利用を望む声が多いことから、一定の潜在的なニーズを有していると考えられます。
- 特に運行本数の増加、分かりやすい情報提供が望まれており、これらの改善が求められる一方で、昨今の運転手不足等を踏まえると、地域の輸送資源をいかに効率的に活用し、市民の移動環境を整えていくが課題となります。
- また、令和5年10月より運行を開始したイータクは、現状、認知度・利用経験ともに少ないですが、利用者は増加傾向にあります。不満点として予約の難しさ等が挙げられており、システム・運用面から利用環境を向上させることが重要と考えられます。

95

● No.5 パーク・アンド・ライドの取組の追加(P29)

【変更前】

第4章 地域公共交通計画

基本方針2 公共交通を支える意識醸成、利用しやすい公共交通環境の充実

① 公共交通を利用するライフスタイルへの転換

現状と課題

- 現状、多くの市民が自家用車で移動していますが、今後、市内公共交通を持続可能なものとするためには、市民の公共交通利用を高める必要があります。
- また、本市では、近年高齢者が交通事故の当事者となる割合が高い傾向にあり、交通事故を未然に防ぐためにも、公共交通への利用転換を促進させる必要があります。

方向性

- 公共交通の自発的な利用を促すため、自家用車での移動を控えて公共交通を利用する機会の創出や、交通事業者によるお得感のある運賃割引制度の継続実施を推進します。
- 運転に不安を持つ高齢者が交通事故の当事者になることを防ぐため、高齢者の運転免許証の返納を推進し、高齢ドライバーによる交通事故発生抑制を図ります。
- 各機関と連携し、公共交通に乗るきっかけ作りを行うことで、市民の公共交通への利用転換を図ります。


具体的取組・実施主体及びスケジュール

○公共交通の利用を動機づける活動やキャンペーンの継続、実施

- ・ 福井県では、毎週金曜日をカー・セーブデーとして自家用車の利用を控える取組を実施しています。本市においてもカー・セーブ活動の意義や、運賃割引のインセンティブの周知等により、多くの人が公共交通を利用するよう努めます。

実施主体	交通事業者、民間事業者、地域、県、市				
スケジュール	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	既存の取組の継続実施及び新規取組の立案				

【カー・セーブふくい取組を紹介するホームページ】



29

【変更後】

第4章 地域公共交通計画

基本方針2 公共交通を支える意識醸成、利用しやすい公共交通環境の充実

① 公共交通を利用するライフスタイルへの転換

現状と課題

- 現状、多くの市民が自家用車で移動していますが、今後、市内公共交通を持続可能なものとするためには、市民の公共交通利用を高める必要があります。
- また、本市では、近年高齢者が交通事故の当事者となる割合が高い傾向にあり、交通事故を未然に防ぐためにも、公共交通への利用転換を促進させる必要があります。

方向性

- 公共交通の自発的な利用を促すため、自家用車での移動を控えて公共交通を利用する機会の創出や、交通事業者によるお得感のある運賃割引制度の継続実施を推進します。
- 運転に不安を持つ高齢者が交通事故の当事者になることを防ぐため、高齢者の運転免許証の返納を推進し、高齢ドライバーによる交通事故発生抑制を図ります。
- 各機関と連携し、公共交通に乗るきっかけ作りを行うことで、市民の公共交通への利用転換を図ります。


具体的取組・実施主体及びスケジュール

○公共交通の利用を動機づける活動やキャンペーンの継続、実施

- ・ 福井県では、毎週金曜日をカー・セーブデーとして自家用車の利用を控える取組を実施しています。本市においても**パーク・アンド・ライドの推進**やカー・セーブ活動の意義、運賃割引のインセンティブの周知等により、多くの人が公共交通を利用するよう努めます。

実施主体	交通事業者、民間事業者、地域、県、市				
スケジュール	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	既存の取組の継続実施及び新規取組の立案				

【カー・セーブふくい取組を紹介するホームページ】



29

● No.6 上位関連計画の変更(第二次坂井市観光ビジョン戦略基本計画)(P57)

【変更前】

付属資料 I 坂井市の現状

④ 坂井市観光ビジョン戦略基本計画(平成 31 年3月)

- 坂井市観光ビジョン戦略基本計画では5つの方針が掲げられ、公共交通に関する取組については、「主要駅・空港からのアクセス時間の短縮など利便性向上」「周辺市町・交通事業者との連携強化」「既存交通手段の利便性向上」「レンタサイクルの利活用推進」「新規交通手段の導入」が示されています。


【公共交通に関する方針・方向性・施策】

方針Ⅱ 【結ぶ】
広域交通網の活用を推進する

方向性Ⅱ-1 様々な交通事業者との連携による誘客拡大を図る

施策Ⅱ-1-1 駅・空港を結ぶ広域交通網の利活用

鉄道主要駅や小松空港からの観光地・宿泊施設への乗継ぎをスムーズに行える利用しやすい二次交通の導入など、広域交通網の利活用に関する取り組みとともに誘客拡大を図ります。



[主な取り組み]
・主要駅・空港からのアクセス時間の短縮など利便性向上
・周辺市町・交通事業者との連携強化

施策Ⅱ-1-2 利用しやすい地域内交通の整備

観光地間の移動や個人観光客の多様なニーズに対応した交通手段として、レンタサイクルなどの利用しやすい地域内交通の整備に関する取り組みを進めます。

[主な取り組み]
・既存交通手段の利便性向上
・レンタサイクルの利活用推進
・新規交通手段の導入

57

【変更後】

付属資料 I 坂井市の現状

④ 第二次坂井市観光ビジョン戦略基本計画(令和8年3月)

- 第二次坂井市観光ビジョン戦略基本計画では目指す将来像「地域に誇りをもたらし、未来を拓(ひらく)、持続可能な観光まちづくり」のもと、6つの基本戦略を掲げています。
- 公共交通に関する取組については、戦略のひとつ、「より快適な『二次交通』の整備」で詳細が記載されており、施策として、「広域交通網の活用推進」「地域内交通の充実」が示されています。

【公共交通に関する施策と事業名】

施策	事業名
施策1: 広域交通網の活用推進	<ul style="list-style-type: none"> 主要駅・空港からの利便性改善 路線バス等公共交通機関の利便性向上
施策2: 地域内交通の充実	<ul style="list-style-type: none"> 次世代型モビリティの導入(無人バス等) 需要に応じた柔軟な運行の検討 環境配慮型の推進

57

● No.6 上位関連計画の変更(坂井市地域防災計画)(P58)

【変更前】

付属資料 I 坂井市の現状

⑤ 坂井市地域防災計画(平成19年3月(令和4年3月修正))

- 坂井市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて、坂井市防災会議が作成する計画です。この計画は、市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的・計画的かつ有効的に実施することにより、市民の生命・身体・財産を保護するとともに、災害による被害の軽減を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的としており、「第1編 一般対策編」第2編 震災対策編「第3編 原子力災害対策編」第4編 石津類大量流出災害対策編」の全4編で構成されています。
- 公共交通に関する災害対策については、「冬期の公共交通機関の利用促進」「震災時の公共交通機関の活用」が示されています。

【防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱(抜粋)】

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 坂井市	① 市防災会議に関する事務 ② 防災に関する施設及び組織の整備 ③ 防災上必要な教育及び訓練 ④ 防災思想の普及 ⑤ 災害に関する被害の調査報告と情報の収集及び広報活動 ⑥ 災害の予防及び拡大防止 ⑦ 救難、救助、防疫等被災者の救護 ⑧ 災害応急対策及び災害復旧資材の確保 ⑨ 災害対策委員の動員、備上げ ⑩ 災害時における交通及び輸送の確保 ⑪ 災害時における文教対策 ⑫ 被災施設の復旧 ⑬ 被災市営施設の応急対策 ⑭ 管内の関係機関等が実施する災害応急対策等の調整 ⑮ 義援金、義援物資の受入れ及び配分

【公共交通に関する災害対策(抜粋)】

第1編 一般対策編

■冬期交通の安全確保及び円滑化対策

・マイカーの使用自粛及び公共交通機関の利用促進

市は、冬期交通の円滑化を図るため、マイカーの使用自粛及び公共交通機関の利用促進について、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等を活用して啓発を図るとともに、事業所等に対し協力を呼びかける。

■情報の確保

災害時においては、列車の運行状況等の情報は、市民が交通手段を確保するうえで極めて重要であることから、西日本旅客鉄道株、東海旅客鉄道株、東武旅客鉄道株及びバス事業者は、市民等に対し的確な情報提供を行うとともに、市、県、関係機関等に対する連絡を徹底する。

■市の情報提供

市は、各関係機関から道路状況、列車等の運行状況等収集し、市民等に対し、迅速かつ的確に情報提供を行う。

第2編 震災対策編

■公共交通機関による輸送の確保対策

地震発生後速やかに代替交通手段を確保するための被害状況の把握(被害の程度、復旧の見込み)、代輸道路、道路交通規制等の必要な情報の連絡体制等について、交通事業者、市、県等の関係機関においてマニュアル化を図る。

また、鉄道、バス、トラック、タクシー等の種別、台数等の現況調査を随時行い、公共交通機関の活用を図るとともに、他府県への義援物資の輸送に必要となる車両や乗務員の迅速な確保及び義援物資受入れの際に地理・交通情報を伝達する手段の確保を図る。

58

【変更後】

付属資料 I 坂井市の現状

⑤ 坂井市地域防災計画(平成19年3月(令和8年3月修正))

- 坂井市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて、坂井市防災会議が作成する計画です。この計画は、市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的・計画的かつ有効的に実施することにより、市民の生命・身体・財産を保護するとともに、災害による被害の軽減を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的としています。
- 公共交通に関する災害対策については、「冬期の公共交通機関の利用促進」や「市民等に対する情報提供」、「震災時の公共交通機関の活用」等が示されています。

【防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱(抜粋)】

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 坂井市	① 市防災会議に関する事務 ② 防災に関する施設及び組織の整備 ③ 防災上必要な教育及び訓練 ④ 防災思想の普及 ⑤ 災害に関する被害の調査報告と情報の収集及び広報活動 ⑥ 災害の予防及び拡大防止 ⑦ 救難、救助、防疫等被災者の救護 ⑧ 災害応急対策及び災害復旧資材の確保 ⑨ 災害対策委員の動員、備上げ ⑩ 災害時における交通及び輸送の確保 ⑪ 災害時における文教対策 ⑫ 被災施設の復旧 ⑬ 被災市営施設の応急対策 ⑭ 管内の関係機関等が実施する災害応急対策等の調整 ⑮ 義援金、義援物資の受入れ及び配分

【公共交通に関する災害対策(抜粋)】

第1編 一般対策編

■冬期交通の安全確保及び円滑化対策

・マイカーの使用自粛及び公共交通機関の利用促進

市は、冬期交通の円滑化を図るため、マイカーの使用自粛及び公共交通機関の利用促進について、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等を活用して啓発を図るとともに、事業所等に対し協力を呼びかける。

■情報の確保

災害時においては、列車の運行状況等の情報は、市民が交通手段を確保するうえで極めて重要であることから、西日本旅客鉄道株、東海旅客鉄道株、東武旅客鉄道株及びバス事業者は、市民等に対し的確な情報提供を行うとともに、市、県、関係機関等に対する連絡を徹底する。

■市の情報提供

市は、各関係機関から道路状況、列車等の運行状況等収集し、市民等に対し、迅速かつ的確に情報提供を行う。

第2編 震災対策編

■公共交通機関による輸送の確保対策

地震発生後速やかに代替交通手段を確保するための被害状況の把握(被害の程度、復旧の見込み)、代輸道路、道路交通規制等の必要な情報の連絡体制等について、交通事業者、市、県等の関係機関においてマニュアル化を図る。

また、鉄道、バス、トラック、タクシー等の種別、台数等の現況調査を随時行い、公共交通機関の活用を図るとともに、他府県への義援物資の輸送に必要となる車両や乗務員の迅速な確保及び義援物資受入れの際に地理・交通情報を伝達する手段の確保を図る。

58

● No.6 上位関連計画の変更(第二次坂井市環境基本計画改訂版)(P62)

【変更前】

付属資料 I 坂井市の現状

③ 第二次坂井市環境基本計画(令和3年3月)

- 第二次坂井市環境基本計画は、坂井市環境基本条例に基づいて策定するものであり、本市の環境保全及び創造に関する基本的かつ総合的な計画です。
- 公共交通に関する取組については、基本施策として「省エネルギー対策」が定められており、以下のような施策が示されています。

【地球温暖化対策の推進に関する公共交通の施策(抜粋)】

基本施策	施策概要	主体別			重要施策
		市	市民	事業者	
省エネルギー対策	公共交通網の整備	◎		◎	
	省エネに配慮したコミュニティバス運行体系の確立	◎			
	カーシェア(公共交通機関や徒歩・自転車の利用)の推進	◎	◎	◎	★

62

【変更後】

付属資料 I 坂井市の現状

③ 第二次坂井市環境基本計画改訂版(令和8年3月)

- 第二次坂井市環境基本計画は、坂井市環境基本条例に基づいて策定するものであり、本市の環境保全及び創造に関する基本的かつ総合的な計画です。令和3年3月に策定され、令和8年3月に中間見直しを行いました。
- 公共交通に関する取組については、基本施策として「省エネルギー対策」が定められており、以下のような施策が示されています。

【地球温暖化対策の推進に関する公共交通の施策(抜粋)】

基本施策	施策概要	主体別			重要施策
		市	市民	事業者	
省エネルギー対策	(拡充)地域に根差した公共交通の利用促進と環境整備	◎	○	◎	★
	省エネに配慮した市内公共交通運行体系の検討	◎		◎	
	カーシェア(公共交通機関や徒歩・自転車の利用)の推進	◎	◎	◎	
	(新規)公用車、自家用車、公共交通等への次世代自動車の導入促進	◎	◎	◎	
	(新規)次世代自動車導入のための充電設備の整備	◎	○	◎	

62

● No.7 参考資料の記載場所変更(P96)

【変更前】

参考資料

参考資料

1. 坂井市地域公共交通計画策定の経過

実施日	内容
令和6年 6月14日	令和6年度 第1回坂井市地域公共交通会議 ・ 第二次坂井市地域公共交通計画の策定について
8月28日	令和6年度 第2回坂井市地域公共交通会議 ・ 第二次坂井市地域公共交通計画策定に係る業務委託について ・ 市民アンケート調査の実施について
10月23日～ 11月5日	市民アンケート調査の実施
11月26日～ 12月13日	高校生の移動実態調査の実施
12月27日	令和6年度 第3回坂井市地域公共交通会議（書面協議） ・ 令和6年度地域公共交通確保維持改善に関する自己評価概要について ・ 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について
令和7年 1月24日	令和6年度 第4回坂井市地域公共交通会議 ・ 坂井市地域公共交通計画のフォローアップ状況について ・ 坂井市地域公共交通計画計画期間における、市内公共交通環境等の変化について ・ 市民アンケート調査結果の概要について ・ 高校生の移動実態調査結果の概要について ・ 主な課題の整理と具体的な取組の検討について
6月16日	令和7年度 第1回坂井市地域公共交通会議 ・ 第二次坂井市地域公共交通計画策定に関する昨年度の振り返り ・ 第二次坂井市地域公共交通計画 令和7年度策定スケジュール ・ 第二次坂井市地域公共交通計画 骨子案（概要）
8月21日	令和7年度 第2回坂井市地域公共交通会議 ・ 第二次坂井市地域公共交通計画 骨子案（基本方針・施策の検討）
11月17日	令和7年度 第3回坂井市地域公共交通会議 ・ 第二次坂井市地域公共交通計画 素案（全体案・計画目標値の検討）
令和8年 1月21日～ 2月4日	パブリックコメントの実施
2月19日	令和7年度 第4回坂井市地域公共交通会議

42

【変更後】

付属資料 IV 計画の策定体制

IV 計画の策定体制

1. 坂井市地域公共交通計画策定の経過

実施日	内容
令和6年 6月14日	令和6年度 第1回坂井市地域公共交通会議 ・ 第二次坂井市地域公共交通計画の策定について
8月28日	令和6年度 第2回坂井市地域公共交通会議 ・ 第二次坂井市地域公共交通計画策定に係る業務委託について ・ 市民アンケート調査の実施について
10月23日～ 11月5日	市民アンケート調査の実施
11月26日～ 12月13日	高校生の移動実態調査の実施
令和7年 1月24日	令和6年度 第4回坂井市地域公共交通会議 ・ 坂井市地域公共交通計画のフォローアップ状況について ・ 坂井市地域公共交通計画計画期間における、市内公共交通環境等の変化について ・ 市民アンケート調査結果の概要について ・ 高校生の移動実態調査結果の概要について ・ 主な課題の整理と具体的な取組の検討について
6月16日	令和7年度 第1回坂井市地域公共交通会議 ・ 第二次坂井市地域公共交通計画策定に関する昨年度の振り返り ・ 第二次坂井市地域公共交通計画 令和7年度策定スケジュール ・ 第二次坂井市地域公共交通計画 骨子案（概要）
8月21日	令和7年度 第2回坂井市地域公共交通会議 ・ 第二次坂井市地域公共交通計画 骨子案（基本方針・施策の検討）
11月17日	令和7年度 第3回坂井市地域公共交通会議 ・ 第二次坂井市地域公共交通計画 素案（全体案・計画目標値の検討）
令和8年 1月21日～ 2月4日	パブリックコメントの実施
2月19日	令和7年度 第4回坂井市地域公共交通会議 ・ 第二次坂井市地域公共交通計画 最終案（計画全体の最終的な確認）

96

● No.7 参考資料の記載場所変更(P97)

【変更前】

参考資料

2. 坂井市地域公共交通会議委員名簿

No.	種別	団体組織名	役職	氏名
1	学識経験者 (会長)	福井工業大学	教授	三寺 潤
2	住民代表	三国地区		嶋川 由紀恵
3		丸岡地区		杉本 千恵
4		春江地区		高岡 光夫
5		坂井地区		高岡 ひとみ
6		坂井市シニアクラブ連合会		林田 恒正
7		さかい男女共同参画ネットワーク		竹内 みち子
8	関係機関	国土交通省中部運輸局福井運輸支局	首席運輸企画専門官	三屋 雅宣
9		福井県 未来創造部新幹線・交通まちづくり局	交通まちづくり課長	中出 博行
10		福井県三国土木事務所	管理用地課長	辻 良治
11		坂井警察署	交通課長	岡本 卓也
12		坂井西警察署	交通課長	石田 淳
13		坂井高等学校	校長	清水 一広
14		坂井市商工会	事務局長	東山 義昭
15		(一社)DMO さかい観光局	代表理事	刀根 亨
16		(福)坂井市社会福祉協議会	会長	関 輝勝
17		福井県交通運輸産業労働組合協議会	幹事	島田 秀道
18	事業者	えちぜん鉄道株式会社	営業開発部長	佐々木 大二郎
19		株式会社ハピラインふくい	総務企画部長	坂上 寿浩
20		(公社)福井県バス協会	専務理事	小林 博之
21		(一社)福井県タクシー協会坂井支部	支部長	矢崎 孝明
22		京福バス株式会社	取締役	松田 康弘
23	関係部署	坂井市	健康福祉部 高齢福祉課長	辻 貴子
24		坂井市	産業政策部 商工労政課長	戸田 史生
25		坂井市	建設部 建設課長	伊藤 剛成
26		坂井市	教育委員会 事務局次長	半澤 宏一

43

【変更後】

付属資料 IV 計画の策定体制

2. 坂井市地域公共交通会議委員名簿

No.	種別	団体組織名	役職	氏名
1	学識経験者 (会長)	福井工業大学	教授	三寺 潤
2	住民代表	三国地区		嶋川 由紀恵
3		丸岡地区		杉本 千恵
4		春江地区		高岡 光夫
5		坂井地区		高岡 ひとみ
6		坂井市シニアクラブ連合会		林田 恒正
7		さかい男女共同参画ネットワーク		竹内 みち子
8	関係機関	国土交通省中部運輸局福井運輸支局	首席運輸企画専門官	三屋 雅宣
9		福井県 未来創造部新幹線・交通まちづくり局	交通まちづくり課長	中出 博行
10		福井県三国土木事務所	管理用地課長	辻 良治
11		坂井警察署	交通課長	岡本 卓也
12		坂井西警察署	交通課長	石田 淳
13		坂井高等学校	校長	清水 一広
14		坂井市商工会	事務局長	東山 義昭
15		(一社)DMO さかい観光局	代表理事	刀根 亨
16		(福)坂井市社会福祉協議会	会長	関 輝勝
17		福井県交通運輸産業労働組合協議会	幹事	島田 秀道
18	事業者	えちぜん鉄道株式会社	営業開発部長	佐々木 大二郎
19		株式会社ハピラインふくい	総務企画部長	坂上 寿浩
20		(公社)福井県バス協会	専務理事	小林 博之
21		(一社)福井県タクシー協会坂井支部	支部長	矢崎 孝明
22		京福バス株式会社	取締役	松田 康弘
23	関係部署	坂井市	健康福祉部 高齢福祉課長	辻 貴子
24		坂井市	産業政策部 商工労政課長	戸田 史生
25		坂井市	建設部 建設課長	伊藤 剛成
26		坂井市	教育委員会 事務局次長	半澤 宏一

97